老高発0404第1号 令和7年4月4日

各都道府県介護保険主管部 (局)長殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長 (公印省略)

「福祉用具専門相談員について」の一部改正について

今般、福祉用具専門相談員指定講習の内容を改正する「介護保険法施行規則第 22 条の 33 第 2 号の厚生労働大臣が定める講習の内容の全部を改正する件」(令和7年厚生労働省告示第 113 号)が告示され、令和7年4月1日より適用されることとなった。

これにあわせて「福祉用具専門相談員について」(平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331011 号)を別添のとおり改正し、令和7年4月1日より適用することとしたので通知する。

なお、告示による改正前の介護保険法施行規則第 22 条の 33 第 2 号の厚生労働大臣が定める講習の内容により行われる講習であって、令和 8 年 3 月 31 日までに終了するものについては、なお従前の例によることができることとしており、「福祉用具専門相談員について」の改正においても同様の扱いとする。

ついては、当該内容について御了知の上、管内市区町村、福祉用具専門相談員指定講習事業者等にその周知徹底を図られたい。

平成18年3月31日

老振発第0331011号

改正 平成25年3月29日

改正 平成26年6月2日

改正 平成26年12月12日

最終改正 令和7年4月4日

各都道府県介護保険主管部(局)長殿

厚生労働省老健局振興課長

福祉用具専門相談員について

「介護保険法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第77号)及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」(平成18年政令第154号)の施行により、介護保険法(以下「法」という。)第8条第12項に規定する福祉用具貸与若しくは同条第13項に規定する特定福祉用具販売又は法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与若しくは同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売は、居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たり、福祉用具専門相談員から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われるものとされた。

また、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」(平成18年厚生労働省令第106号)及び「介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容」(平成18年厚生労働省告示第269号)により、福祉用具専門相談員指定講習の課程その他福祉用具専門相談員に関して必要な事項が定められたところであるが、その取り扱いは下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 福祉用具専門相談員の範囲

福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令第4条第1項各号に掲げる者とされている。

また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第18条第2項の規定により、①

この政令の施行の際現に福祉用具専門相談員指定講習(以下「指定講習」という。) に相当する講習として都道府県知事が公示するもの(以下「適格講習」という。)の 課程を修了し、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明 書の交付を受けた者、②この政令の施行の際現に適格講習の課程を受講中の者であっ て、この政令の施行後当該適格講習の課程を修了したことにつき、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した目の証明書の交付を受けた者は、福祉用具 専門相談員とみなされること。

したがって、都道府県知事は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第194条に規定する講習会を指定する省令」(平成14年厚生労働省令第121号)により厚生労働大臣の指定を受けた講習会を指定講習会に相当する講習として公示することが必要であり、その他指定講習に相当する講習として認めてきたものがある場合には、同様の取扱いが必要となる。

第二 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定について

(1) 指定の単位

福祉用具専門相談員指定講習事業者(以下「事業者」という。)の指定は、事業所の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定することとなる。

したがって、複数の事業所で指定講習を実施する場合、それぞれの事業所の所在地 を所管する都道府県において指定を受ける必要がある。

また、事業者が事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合、指定講習の 実施場所を所轄する都道府県は、別途指定を行う必要はないが、当該事業者を指定す る都道府県からの当該指定講習に対する指導監督等に関する情報提供その他必要な協 力に応じなければならない。

(2) 事業者のみなし指定

介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第18条第1項及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第18条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者」(平成18年厚生労働省告示第318号)において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令(平成14年厚生労働省令第121号)により、この省令の廃止の日の前日(平成18年3月31日)において厚生労働大臣の指定を受けていた講習会を行っている者は、指定講習に相当する講習を行っている者として指定される。

また、これらの事業者(以下「みなし指定事業者」という。)については、平成17

年度中に講習を実施する場所として届け出ている都道府県において事業所ごとに指定 がされたものとみなされる。

(3) 指定の期間

変更、廃止、休止又は再開の届け出等の手続きは介護保険法施行規則で定められているが、指定の期間については、特段定められておらず、各都道府県が定めることとなる.

この場合、みなし指定事業者の指定の期間については、施行日前の指定の有効期間を勘案し、一定の配慮が必要となる。

第三 事業者の要件

事業者の要件は、介護保険法施行令第4条第2項各号に定められているが、「指定講習を適正に実施する能力があると認められるもの」の要件として、①事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること、②講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること、③事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について十分な措置がなされていること等が考えられるが、「事業所の所在地以外で指定講習を実施するような場合における当該指定講習の実施場所を管轄する都道府県への必要書類の提出」等その他必要な要件について、各都道府県の実情に応じて定めることが可能である。

第四 指定講習の実施方法及び基準について

(1) 指定講習の実施方法

指定講習は講義、演習により行うこととし、受講者が講習課程での知識及び技術の 修得がなされていることにつき確認ができるようなものであること。

この場合、カリキュラム中に別途位置づける必要はないが、講義の課程の中で、こ の内容が担保されている必要がある。

指定講習の修了評価については、指定講習修了者の質の確保を図る観点から、厳正 に行われる必要がある。

全科目の修了時に、別紙1「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及 び内容の指針」に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を 評価すること。

修了評価の実施方法については、筆記の方法により一時間程度実施するものとし、 修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。評価の難易 度については、福祉用具専門相談員の入口に位置する講習であることから、「列挙できる (知っているレベル)」「概説できる (一通りの概要を説明できるレベル)」を 想定している。

「到達目標」に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、事業者は必要に応 じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。

(2) 指定講習の基準

ア 開催頻度

指定講習は年に1回以上開催されること。

イ 指定講習の内容

指定講習の内容は、「介護保険法施行規則第二十三条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容の全部を改正する件」(令和7年厚生労働省告示第113号)及び別紙1で定めるカリキュラムによるが、当該告示のただし書において、この告示による改正前の告示に定める講習の内容により行われる講習であって、令和8年3月31日までに終了するものについては、なお従前の例によることができるとされている。改正前の告示に定める講習の内容により行われる講習を令和8年3月31日以前に開始し、その講習の終期が令和8年4月1日以降の場合は当該ただし書の内容は適用されないので留意すること。

ウ 指定講習の内容を教授するのに必要な数の講師

イの内容を教授するのに必要な講師の数の講師を有する必要があり、具体的に は以下の要件を満たすことが必要となる。

- (ア) 1の講習について3名以上の講師で担当すること
- (イ) 演習を担当する講師については、講師一名につき、受講者がおおむね50 名を超えない程度の割合で担当すること
- (ウ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日設定等の準備ができること
- エ 指定講習の課程を教授するのに適当な者

イの内容を教授するのに適当な者であることが必要であり、具体的には、別紙2 「講師要件表」に定める各科目における「講師の要件」を満たす適切な人材が確保されていること。

第五 事業者の指定申請手続き等について

(1) 指定の申請

指定講習を行う者として指定を受けようとする者は、施行規則第22条の34で準用する第22条の26第1項(第6号を除く。)に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することとなるが、「その他指定に関し必要があると認める事項」として、旧通知である「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について」(平成11年6月3日老発第437号厚生省老人保健福祉局長通知)に定める「年間事業計画表」等の様式を用い、指定講習の開催状況等を確認するためのものを提出させることが考えられる。

また、「運営規程」の内容については、講習受講者に指定講習の内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規定を定め、公開することが必要である。

- (ア) 開講目的
- (イ) 講習の名称
- (ウ) 事業所の所在地
- (エ) 講習期間
- (才) 講習課程
- (カ) 講師氏名
- (キ) 修了評価の実施方法
- (ク) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- (ケ) 年間の開講期間
- (コ) 受講手続き
- (サ) 受講料(補講等を含む。)等受講に際し必要な費用の額

(2) 事業報告書の提出

指定講習を行う者は、毎事業年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を都道府県知事へ提出する必要がある。

- (ア) 開催日時及び場所
- (イ) 受講者数及び修了者数
- (ウ) 講習課程
- (エ) 講習会時間割表
- (才) 担当講師一覧
- (カ) 収支決算書
- (キ) その他必要な事項

[別紙1]

福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針

科目	目的	到達目標	内容
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割			
福祉用具	・福祉用具の定義	・福祉用具の定義につ	○福祉用具の定義と種類
の役割	と、高齢者等の暮	いて、介護予防と自立	・介護保険制度や障害者総合支援
【講義】	らしを支える上で	支援の考え方を踏まえ	制度等における福祉用具の定義
(1時間)	果たす役割を理解	て概説できる。	と種類
	する。	・福祉用具の種類を概	※福祉用具の対象種目について
		説できる。	は、最新の情報を踏まえた講義内
		・高齢者等の暮らしを	容とする。
		支える上で福祉用具の	○福祉用具の役割
		果たす役割をイメージ	・利用者の日常生活動作(ADL)
		できる。	等の改善
			• 介護予防
			・自立支援
			・介護負担の軽減
			○福祉用具の利用場面
			※必要に応じて、視聴覚教材の
			活用、医療・介護現場の実習・
			見学等を組み合わせる。
福祉用具	・介護保険制度に	・福祉用具による支援	○介護保険制度における福祉用具専
専門相談	おける福祉用具専	の手順に沿って、福祉	門相談員の位置付けと役割
員の役割	門相談員の位置付	用具専門相談員の役割	○福祉用具専門相談員の業務内容
と職業倫	けと役割を理解	を列挙できる。	・福祉用具による支援(利用目標
理	し、高齢者等を支	・介護保険制度の担い	や選定の援助、福祉用具貸与計
【講義】	援する専門職であ	手として職業倫理の重	画書等の作成、使用方法の指
(1時間)	ることを認識す	要性を理解し、サービ	導、機能等の点検等)
	る。	ス事業者としての社会	○福祉用具専門相談員の職業倫理と
	• 福祉用具専門相	的責任について留意点	介護サービス事業者としての責務
	談員としての職業	を列挙できる。	・指定基準(人員基準・設備基

倫理の重要性を理 解する。

準・運営基準)

- ・介護サービス事業者としての社 会的責任(法令遵守、継続的な サービス提供体制の確保と業務 継続計画等)
- 地域包括ケアシステムにおける 医療・介護連携とチームアプロ ーチ
- 福祉用具専門相談員の倫理(法 令順守、守秘義務、説明責任、 利用者本位、専門性の向上、社 会貢献等)
- ・ 自己研鑽の努力義務(必要な知 識及び技能の修得、維持及び向 上)

介護保険制度等に関する基礎知識

介護保険 制度等の 考え方と 仕組み

【講義】

(2時間)

- 介護保険制度等 の目的と、基本的 な仕組みを理解す る。
- ・地域包括ケアに 係る関連施策につ
- いて理解し、福祉 用具専門相談員は であることを自覚
- ・地域包括ケアを 担う各専門職の役

する。

割・責務について 理解する。

- 念、給付や認定の方法 及び介護サービスの種 類・内容を列挙でき
- ・ 地域包括ケアの理念 を概説できる。
- ・地域包括ケアの構成 その担い手の一員 要素と、支える主体を 列挙できる。
 - ・地域ケア会議の役 割・機能を概説でき
 - ・地域包括ケアを担う 各専門職の役割・責務

- |・介護保険制度等の理 | ○介護保険制度等の目的と仕組み
 - ・介護保険法の理念(尊厳の保 持、自立支援、利用者選択と自 己決定等)
 - 介護保険制度の仕組み(要介護 認定、サービス提供、費用負担 等)
 - ・介護サービスの種類と内容 ※最新の情報を踏まえたものと する。
 - 介護サービスのテクノロジーの 活用推進の動向(科学的介護情 報システム等)
 - ・ 高齢者・障害者の保健・福祉に 関連した制度(障害者総合支援

		を列挙できる。	法等)の概要
			○地域包括ケアの考え方
			・地域包括ケアの理念(住み慣れ
			た地域での生活の継続、包括的
			な支援等)
			・構成要素(医療・介護・予防・
			住まい・生活支援)と多様な支
			え方(自助・互助・共助・公
			助)
			・地域ケア会議の役割・機能
			・医療・介護に関わる各専門職の
			役割
介護サー	・介護サービスを	・利用者の人権と尊厳	○人権と尊厳の保持
ビスにお	提供するに当たっ	を保持した関わりを持	・プライバシー保護、ノーマライ
ける視点	て基本となる視点	つ上で配慮すべき点を	ゼーション、クオリティオブラ
【講義】	を修得する。	列挙できる。	イフ (QOL)
(2時間)	・ケアマネジメン	・ケアマネジメントや	・虐待防止(早期発見の努力義
	トの考え方を踏ま	介護予防、多職種連携	務、発見から通報までの流れ)
	え、福祉用具に係	の目的を概説できる。	・身体拘束禁止と緊急やむを得な
	るサービスの位置	・居宅サービス計画と	い場合の対応
	付けや多職種連携	福祉用具貸与計画等の	○ケアマネジメントの考え方
	の重要性を理解す	関係性を概説できる。	・ケアマネジメントの意義・目的
	る。	・国際生活機能分類	(人間の尊厳、自立支援及び自
		(ICF) の考え方を概	己決定・自己実現)
		説できる。	・ケアマネジメントの手順(アセ
			スメント、ケアプラン作成、サ
			ービス担当者会議、説明と同意
			及びモニタリング)
			・居宅サービス計画と福祉用具貸
			与計画等との関係性
			・介護予防の目的と視点

			・国際生活機能分類(ICF)の考え方 ・多職種連携の目的と方法(介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議、退院退所前カンファレンス等における医療・介護職からの情報収集
3 高齢者	<u> </u> と介護・医療に関す	L	や連携の具体例)
からだと			○加齢に伴う心身機能の変化の特徴
こころの	の特徴と日常生活	の変化の特徴を列挙で	・身体機能の変化の特徴(筋・
理解	上の留意点を理解	きる。	骨・関節の変化、認知機能の変
【講義】	する。	・高齢者に多い疾病の	化、体温維持機能の変化、防衛
(6.5時	・認知症に関する	種類と症状を列挙でき	反応の低下、廃用症候群等)
間)	基本的な知識を踏	る。	・フレイルと健康寿命
	まえ、認知症高齢	・認知症の症状と心	・心理機能の変化の特徴(喪失体
	者との関わり方を	理・行動の特徴を理解	験、環境への不適応等)
	理解する。	し、認知症ケアの実践	・介護保険に定める特定疾病
	・感染症に関する	に必要となる基礎的事	○認知症の人の理解と対応
	基本的な知識を踏	項を概説できる。	・認知症の人を取り巻く状況
	まえ、必要となる	・主な感染症と感染症	・認知症ケアの基礎となる理念や
	感染症対策を理解	対策の基礎的事項、罹	考え方
	する。	患した際の対応を概説	・認知症の症状
		できる。	・認知症高齢者の心理・行動の特
			徴と対応
			○感染症と対策
			・感染症の種類、原因と経路
			・基本的な感染症対策と罹患した
			際の対応
リハビリ	・リハビリテーシ	・リハビリテーション	○リハビリテーションの基礎知識
テーショ	ョンの考え方を理	の考え方と内容を概説	・リハビリテーションの考え方と

ン	解する。	できる。	 内容
【講義】	・リハビリテーシ	・リハビリテーション	・リハビリテーションに関わる専
(2時間)	ョンにおける福祉	における福祉用具の関	門職の役割
	用具の関係性を理	係性と、リハビリテー	 ○リハビリテーションにおける福祉
	解する。	ションに関わる専門職	用具の役割
		との連携におけるポイ	・リハビリテーションで用いられ
		ントを列挙できる。	る福祉用具の種類と内容
			リハビリテーション専門職との
			連携
高齢者の	・高齢者等の日常	・日常生活には個別性	○日常生活について
日常生活	生活の個別性や家	があることを理解し、	・生活リズム、生活歴、ライフス
の理解	族との関係など、	生活リズム、生活歴、	タイル、家族や地域の役割等
【講義】	生活全般を捉える	ライフスタイル、家族	○基本的動作や日常生活動作
(2時間)	視点を修得する。	や地域の役割等を列挙	(ADL) の考え方
	・基本的動作や日	できる。	・基本的動作の種類と内容(寝返
	常生活動作	・基本的動作や日常生	り、起き上がり、座位、立ち上
	(ADL) ・手段的日	活動作(ADL)・手段	がり、立位、着座、歩行、段差
	常生活動作	的日常生活動作	越え、階段昇降等)
	(IADL) の考え	(IADL)の種類を列挙	・日常生活動作(ADL)、手段的
	方、日常生活を通	できる。	日常生活動作(IADL)の種類と
	じた介護予防の視	・自宅や地域での日常	内容
	点を理解する。	生活を通じた介護予防	・自宅や地域での日常生活を通じ
		を列挙できる。	た介護予防
介護技術	・日常生活動作ご	・日常生活動作	○日常生活動作(ADL)(※)にお
【講義・	との介護の意味と	(ADL) に関連する介	ける基本的な介護技術
演習】	手順を踏まえ、福	護の意味と手順につい	・介護を要する利用者の状態像
(4時間)	祉用具の選定・適	て列挙できる。	・日常生活動作に関連する介護の
	合に当たって着目	・各介護場面における	意味と手順、その際に用いる福
	すべき動作のポイ	動作のポイントと、そ	祉用具
	ントを理解する。	れを支える福祉用具の	※食事、排泄、更衣、整容、入
		役割を列挙できる。	浴、移動・移乗、コミュニケーシ

1	Ī		ョンなど
 住環境と	・高齢者の住まい	・高齢者の住まいの課	○高齢者の住まい
住宅改修	における課題や住	題を列挙できる。	・住宅構造・間取り・設備の種類
【講義・	環境の整備の考え	・住環境の整備のポイ	
演習】	方を理解する。	ントを列挙できる。	題
(2時間)	・介護保険制度に	・介護保険制度におけ	. –
(2时1月)	おける住宅改修の	る住宅改修の目的や仕	
	目的や仕組みを理	組みを概説できる。	・基本的な整備のポイント(トイ
		組みを既就しさる。	
	解する。		レ、浴室、玄関、居室等の段差
			解消、床材選択、手すりの取付
			け等)
			○介護保険制度における住宅改修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			・住宅改修の目的、範囲、手続き
			の手順等
4 個別の	福祉用具に関する知 T	識・技術 T	
福祉用具	・福祉用具の種	・福祉用具の種類、機	○福祉用具の種類、機能及び構造
の特徴	類、機能及び構造	能及び構造を概説でき	※起居、移乗、移動、床ずれ、排
【講義・	を理解する。	る。	泄、入浴、食事・更衣・整容、
演習】	・基本的動作や日	・基本的動作と日常の	コミュニケーション・社会参加
(8時間)	常の生活場面に応	生活場面に応じた福祉	関連用具及びテクノロジーを活
	じた福祉用具の特	用具の関わりや福祉用	用した機能を有する福祉用具
	徴を理解する。	具の特徴を列挙でき	等、最新の情報を踏まえた講義
		る。	内容とする。
			○基本的動作と日常の生活場面に応
			じた福祉用具の特徴
福祉用具	・福祉用具の基本	各福祉用具の選定・	○各福祉用具の選定・適合技術
の活用	的な選定・適合技	適合を行うことができ	・福祉用具の選定・適合の視点と
【講義・	術を修得する。	る。	実施方法
演習】	・高齢者の状態像	・ 高齢者の状態像に応	・福祉用具の組み立て・使用方法
(8時間)	に応じた福祉用具	じた福祉用具の利用方	と利用上の留意点
	の利用方法を修得	法を概説できる。	○高齢者の状態像に応じた福祉用具

	する。		の利用方法
福祉用具	・福祉用具を安全	・福祉用具利用のリス	○福祉用具利用安全に関わる情報収
の安全利	に利用する上で必	クマネジメントについ	集の重要性と具体的方法
用とリス	要となるリスクマ	て理解し、事故防止の	・消費生活用製品安全法における
クマネジ	ネジメントの重要	取組や事故発生時の対	重大事故の報告義務
メント	性を理解する。	応について概説でき	・重大事故の情報収集、ヒヤリハ
【講義・	・福祉用具事故・	る。	ット情報収集
演習】	ヒヤリハットに関	・福祉用具を安全に利	○福祉用具事業者の事故報告義務
(1.5時	する情報収集の方	用する上での留意点を	・事故報告の仕組みと事故報告様
間)	法や事故報告の流	理解し、重大事故や利	式
	れを理解する。	用時に多いヒヤリハッ	・事故要因分析と再発防止策
		トを例示できる。	○危険予知とリスクマネジメントの
			取組
			・福祉用具を安全に利用する上で
			の留意点(誤った使用方法、典
			型的な事故や重大事故)
			・様々な福祉用具を組み合わせて
			活用している等、実際の介護場
			面に潜む危険の予測
5 福祉用:	具に係るサービスの	仕組みと利用の支援に関	引する知識及び支援に関する総合演
福祉用具	・福祉用具の供給	・福祉用具の供給やサ	○福祉用具の供給やサービスの流れ
の供給と	やサービスの流	ービスの流れと各段階	・介護保険法における福祉用具サ
サービス	れ、及びサービス	の内容を列挙できる。	ービスの内容(貸与・特定福祉
の仕組み	提供を行う上での	・介護保険制度等にお	用具販売)
【講義】	留意点について理	ける福祉用具サービス	・福祉用具の供給(サービス)の
(3時間)	解する。	提供時の留意点を概説	流れ
	・清潔かつ安全で	できる。	○福祉用具サービス提供時の留意点
	正常な福祉用具を	・福祉用具の整備の意	・機能や価格帯の異なる複数商品
	提供する意義と整	義とポイントを列挙で	の提示、選定の判断基準、要支
	備方法を理解す	きる。	援・要介護1の者等への給付制限

	る。		 と例外給付の対応、貸与・販売
			の選択制対象種目への対応
			 ・介護施設・高齢者住宅の区分・
			 種類に応じた福祉用具サービス
			提供の可否
			・介護保険制度における福祉用具
			サービスと補装具・日常生活用
			具給付制度との適応関係等
			○福祉用具の整備方法
			・清潔かつ安全で正常な機能を有
			する福祉用具提供のための消
			毒、保守点検等の方法と留意点
福祉用具	・福祉用具による	・福祉用具による支援	○福祉用具による支援とPDCAサ
による支	支援の手順と福祉	の手順と福祉用具貸与	イクルに基づく手順の考え方
援プロセ	用具貸与計画等の	計画等の位置付けにつ	・アセスメント、利用目標の設
スの理	位置付けを理解す	いて概説できる。	定、選定、福祉用具貸与計画等
解•福祉	る。	• 福祉用具貸与計画等	の作成・交付、適合・使用方法
用具貸与	・福祉用具貸与計	の項目の意味と内容を	の説明、モニタリングと記録の
計画等の	画等の作成と活用	概説できる。	交付
作成と活	方法を理解する。	・福祉用具貸与計画等	・居宅サービス計画と福祉用具貸
用	・利用者の心身の	の作成と活用における	与計画等の関係性
【講義・	状況や生活におけ	主要なポイントを列挙	○福祉用具貸与計画等の意義と目的
演習】	る希望、生活環境	できる。	・記録の意義・目的(サービス内
(10時	等を踏まえた利用	・利用者の心身の状況	容の明確化、情報共有、エビデ
間)	目標の設定や選定	や生活における希望、	ンス、リスクマネジメント)
	の重要性を理解す	生活環境等を踏まえた	○福祉用具貸与計画等の記載内容
	る。	利用目標の設定や選定	・利用者の基本情報、福祉用具が
	・モニタリングの	の重要性を理解し、概	必要な理由、福祉用具の利用目
	意義や方法を理解	説できる。	標、具体的な福祉用具の機種と
	する。	・モニタリングの意義	当該用具を選定した理由、モニ
	・福祉用具の支援	や方法を概説できる。	タリング実施時期、その他関係

- プロセスにおける 要性を理解する。 ・事例を通じて計画である。 福祉用具貸与的な習り と活用技術を習りたる し、PDCAサイを習りたる に基づく福祉のよってに基づくる。 サービスのする。
- ・多職種連携において福祉用具専門相談員が果たす役割を理解するとともに、継続して学習し研鑽することの重要性を認識する。

- ・福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性について概説できる。
- ・福祉用具貸与計画等 の作成・活用方法につ いて、福祉用具による 支援の手順に沿って列 挙できる。
- ・個別の状態像や課題 に応じた福祉用具による支援の実践に向け て、多職種連携の重要 性を理解し、福祉用具 専門相談員としての目 標や自己研鑽の継続課 題を列挙できる。

者間で共有すべき情報(福祉用 具を安全に利用するために特に 注意が必要な事項等)

- ○福祉用具貸与計画等の活用方法
 - 利用者・家族や多職種との情報共有とチームアプローチ
- いて、福祉用具による ○モニタリングの意義と方法
 - ・モニタリングの意義・目的
 - ・モニタリング時における確認事項(福祉用具の利用状況や安全性の確認、目標達成度の評価、貸与継続の必要性、計画変更等)
 - ○状態像に応じた福祉用具の利用事例(福祉用具の組み合わせや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等)
 - ○事例による総合演習
 - ・事例に基づくアセスメント、利 用目標の設定、福祉用具の選定 及び福祉用具貸与計画等の作成 とモニタリングの演習
 - ・利用者・家族やサービス担当者 会議等での福祉用具貸与計画等 のわかりやすい説明及びモニタ リングに関するロールプレイン が
 - ※事例は、脳卒中による後遺症、 廃用症候群、認知症などの高齢 者に多い状態像とし、地域包括

	ケアにおける福祉用具貸与等の 役割や多職種からの情報収集等 による連携の重要性に対する理 解が深まるものが望ましい。
	※講習の締め括りとしての講義・ 演習であることから、全体内容 の振り返りとともに継続的に研 鑽することの必要性を理解でき ることが望ましい。

[別紙2]

講師要件表

科目	講師の要件	
ー 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		
(1) 福祉用具の役割	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具	
(2) 福祉用具専門相	専門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉	
談員の役割と職業倫理	用具プランナー研修修了者(以下「福祉用具プランナー研修修了	
	者」という。) ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成	
	校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目	
	を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」とい	
	う。) ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該	
	科目の担当に適任であると特に認められる者	
二 介護保険制度等に関	する基礎知識	
(1) 介護保険制度等	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師	
の考え方と仕組み	④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧	
(2) 介護サービスに	介護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を	
おける視点	審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認めら	
	れる者	
三高齢者と介護・医療	に関する基礎知識	
(1) からだとこころ	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥	
の理解	精神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を	
	審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認めら	
	れる者	
(2) リハビリテーシ	①医師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤大学院等教	
ョン	員 ⑥前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目	
	の担当に適任であると特に認められる者	
(3) 高齢者の日常生	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉	
活の理解	士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指	
(4) 介護技術	導員(以下「介護機器相談指導員」という。) ⑦大学院等教員	
	⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担	

	当に適任であると特に認められる者
(5) 住環境と住宅改	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住
修	環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤福祉用具プランナ
	ー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外
	の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任で
	あると特に認められる者
四 個別の福祉用具に関	する知識・技術
(1) 福祉用具の特徴	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉
(2) 福祉用具の活用	士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者
	⑧介護機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその
	業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に
	認められる者
(3) 福祉用具の安全	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉用
利用とリスクマネジメ	具プランナー研修修了者 ⑤介護機器相談指導員 ⑥大学院等教
ント	員 ⑦前期以外の者でその業績を審査することによって当該科目
	の担当に適任であると特に認められる者
五 福祉用具に係るサー	ビスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演
 習	
(1) 福祉用具の供給	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉
とサービスの仕組み	士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者
(2) 福祉用具による	⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによ
支援プロセスの理解・	って当該科目の担当に適任であると特に認められる者
 福祉用具貸与計画の作	
成と活用	

※ 講師(医師を除く)は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5 年以上有すること。